

浜田市三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内において住宅を新築する者に対して、その新築に要する費用の一部を補助することにより、浜田市への定住を促進するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、岡見住宅団地の区画に専用住宅（専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅を含む。）であって、居住の用に供する部分の床面積が70平方メートル以上のもの（別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。）をいう。以下同じ。）を新築し、10年以上居住する者。ただし、市税を滞納している者を除く。

(補助金額等)

第3条 補助金の額及び補助限度額は、別表に定めるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(認定申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ第2条に規定する専用住宅に係る要件について市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付対象住宅認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、新築工事の着工前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 専用住宅の平面図及び位置図
- (3) 市町村税を滞納していないことが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する申請は、同一物件につき1回を限りすることができる。

4 市長は、第2項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付対象住宅認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を認定申請者に交付するものとする。

(交付申請)

第5条 前条の規定による認定を受けた者であって、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、新築工事が完了する日前14日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 認定書
- (2) 請負契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の可否を決定し、三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに三隅自治区定住促進住宅建築費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業が完了した専用住宅の写真
- (2) 登記事項証明書
- (3) 請求書又は領収書の写し（領収書の写しの添付は、補助事業に係る経費の支払が完了している場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定により請求書の写しを添付した場合であって、補助事業に係る経費の支払が完了したときは、速やかに領収書の写しを市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の日（以下「交付日」という。）から10年を経過する日までに、この補助金の交付を受けて新築した専用住宅（以下「新築住宅」という。）を取り壊し、又は売却したとき。

- (2) 交付日から 10 年を経過する日までに、新築住宅から転居したとき。
- (3) 新築工事の完了の日から 3 月を経過する日までに、新築住宅の所在地に住民票を移さないとき。

2 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 3 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 4 条第 4 項の規定による認定を受けた専用住宅に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に第 4 条第 4 項の規定による認定を受けた専用住宅に係る補助金について適用し、同日前に同項の規定による認定を受けた専用住宅に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

三隅自治区定住促進住宅建築費補助金の額

補助対象者の区分	補助金の額	補助限度額
岡見住宅団地の区画に専用住宅を新築し、10年以上居住する者。	専用住宅の新築に要する経費の額	200万円

備考

- 1 専用住宅の新築に要する経費の額は、当該事業に対し、市の他の同種の補助金等の交付を受ける場合においてはその額を控除した額とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名 ①
生年月日 (歳)
電話番号

三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付対象住宅認定申請書

補助金交付対象住宅の認定を受けたいので、次のとおり浜田市三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付要綱第4条第2項の規定により申請します。

1 申請者の区分（該当する項目にレ印を記入してください。）

岡見住宅団地に新築する者

2 添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 専用住宅の平面図及び位置図
- (3) 市町村税を滞納していないことが確認できる書類
- (4) その他

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長

印

三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付対象住宅認定書

年 月 日付けで申請のありました認定申請について、下記
のとおり補助金交付対象住宅の要件に該当することを認定します。

記

- 1 認定する補助金交付対象住宅の所在地
- 2 認定書の有効期間

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付申請書

三隅自治区定住促進住宅建築費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 認定書
 - (2) 請負契約書の写し
 - (3) その他

様式第 4 号（第 6 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました三隅自治区定住促進住宅建築費補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付条件

（却下理由）

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

浜田市長 様

住所

氏名

㊟

三隅自治区定住促進住宅建築費補助金実績報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった三隅自治区定住促進住宅建築費補助金事業の実績について、下記のとおり浜田市三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額
- 2 添付書類
 - (1) 補助対象事業が完了した住宅の写真
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 請求書又は領収書の写し（領収書の写しの添付は、補助事業に係る経費の支払が完了している場合に限ります。）
 - (4) その他
- 3 備考

様式第 6 号（第 8 条関係）

三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付請求書

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、
交付決定通知のあった補助金

浜田市三隅自治区定住促進住宅建築費補助金交付要綱第 8 条の規定により、
上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所

氏名



補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他（				）
口座番号							
口座名義人	フリガナ						
						